

# 令和7年度 町民税・県民税 申告説明書 芝山町

申告書は、あなたの町民税・県民税を正しく算出する基礎資料となるほか、所得・課税証明書などの発行に必要となりますので、令和6年中（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の収入・所得と各種控除について提出期限までに申告してください。

【申告書の提出期間】令和7年2月17日（月）～令和7年3月17日（月）

## 申告書を提出していただく方

### 【令和6年中に所得のあった方】

- 令和7年1月1日現在芝山町に住所があり、令和6年中に営業等・農業・不動産・配当・雑（年金を含む）・一時・譲渡・山林所得のあった方
- 給与所得者で次に該当する方
  - 勤務先から給与支払報告書の提出がなかった方（勤務先で提出の有無をご確認ください）
  - 2か所以上から給与の支払いを受けている方
  - 給与所得以外に地代・家賃・営業等・農業・利子配当などの所得がある方（給与所得以外の所得が20万円以下の方は所得税の確定申告をする必要のないこととなっていますが、町民税・県民税の申告は必要ですのでご注意ください）
  - 令和6年中に退職した方（退職時までの給与収入金額の申告が必要です）

### 【令和6年中に所得のなかった方】

国民健康保険税の算出・軽減の判定、国民年金保険料の免除申請、児童手当、就学援助、公営住宅入居等で必要になりますので必ず申告書を提出してください。

※無収入だった方や、非課税所得（遺族年金・障害年金・失業保険金など）のみで生活していた方は、申告書表面右上「前年中に収入等」欄の「ない」に○を付けてください。また、申告書裏面「収入がなかった方等の記入欄」にその理由を記入してください。

※申告をスムーズに行えるよう、申告書に必要事項を記入して申告会場へお越しください。

## 申告書を提出しなくてもよい方

- 勤務先から給与支払報告書が提出されている方で、給与所得以外の所得がない方
- 年金支払者から年金支払報告書が提出されている方で、年金以外の所得や所得控除がない方
- 所得税の確定申告書を提出される方

## 申告時に持参していただくもの

①申告書 ②源泉徴収票・給与明細書等（給与・年金所得者） ③収入と必要経費が記載されている帳簿・収支内訳明細書等（事業所得者） ④その他収入を証明する書類 ⑤所得控除に必要な書類（医療費控除の明細書、医療保険者の発行する医療費通知、社会保険料などの領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料などの控除証明書、障害のわかる各種手帳または認定書など） ⑥マイナンバーカード（個人番号カード）または、通知カードと運転免許証等顔写真付身分証明書  
※通知カードについては、通知カードに記載された氏名・住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限りです。  
※扶養親族等のマイナンバー（個人番号）については申告者が確認して記入してください。

## 所得税の確定申告が必要な方

①各種所得金額の合計金額が所得控除の合計額を超える方 ②給与収入が2,000万円を超える方 ③給与を2か所以上から受けている方、給与以外の所得が20万円を超える方 ④土地や建物などを譲渡した方

## 申告相談日程表

※地区別申告相談及び申告受付を下記日程により行います。

例年、申告期限が迫りますと申告会場が大変混雑しますので、対象地区での申告にご協力をお願いします。

なお、対象地区以外の日に申告される場合は、対象地区の方全員が申告を終えるまで申告相談しませんのでご了承ください。

受付時間は、午前 8:30～11:00・午後 12:30～16:00となります。

前記時間に受付表を配布しています。※受付開始時間より前の入場はご遠慮ください。

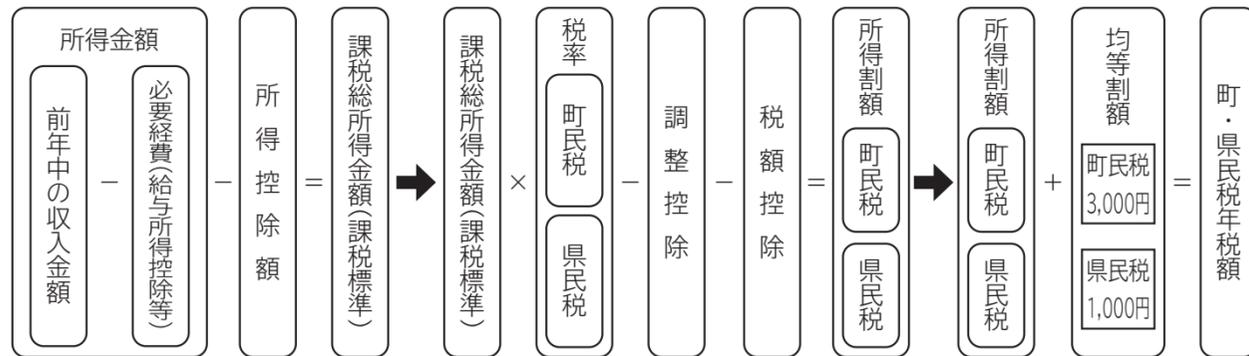
受付時の混雑状況によって、上限を設けさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

月 日	曜日	場所	相談時間	対 象 地 区	
				午 前	午 後
2月17日	月			全 地 区 対 象（給与・年金収入のみの方に限る）	
				全 地 区 対 象（給与・年金収入のみの方に限る）	
18日	火			はにわ台東	
				はにわ台南	
19日	水			はにわ台北1・北2	
				はにわ台北1・北2	
20日	木			全 地 区 対 象	
				全 地 区 対 象	
21日	金			小池1・2・3・4・5・スカイビレッジ	
				千代田・坂志岡・牧野東・牧野西	
22日	火			小池6・8・9	
				岩山・三和・朝倉・浅川稲葉・一本松・高田西	
23日	水	南庁舎2階	午前9:00～	全 地 区 対 象	
				全 地 区 対 象	
24日	木	第1会議室	午後13:00～	小池7・中郷・中谷津・住母家・白樹	
				境・宮崎・下吹入・上吹入	
25日	金			全 地 区 対 象	
				全 地 区 対 象	
26日	土			菱田東・菱田宿・谷平野・辺田・高田東	
				飯櫃・小原子	
27日	日			全 地 区 対 象	
				全 地 区 対 象	
28日	月			山中東・山中西	
				高谷・殿部田・川津場・山田	
3月3日	月			大台北・大台南・芝山・宝馬	
				大台宿・大台西・芝山台・加茂	
4日	火			全 地 区 対 象	
				全 地 区 対 象	
5日	水			全 地 区 対 象	
				全 地 区 対 象	
6日	木			山中東・山中西	
				高谷・殿部田・川津場・山田	
7日	金			大台北・大台南・芝山・宝馬	
				大台宿・大台西・芝山台・加茂	
8日	土			全 地 区 対 象	
				全 地 区 対 象	
9日	日			全 地 区 対 象	
				全 地 区 対 象	
10日	月			全 地 区 対 象	
				全 地 区 対 象	
11日	火			新井田新田	
				新井田	

3月12日（水）～3月17日（月）は、全地区対象。ただし、土日は実施しておりません。

お問い合わせ 町民税・県民税に関すること：芝山町役場 町民税務課 電話 0479 (77) 3915・3916  
所得税に関すること：東 金 税 務 署 電話 0475 (52) 3121

## 町民税・県民税税額計算のしくみ



## ◎税額控除

### 《調整控除》

合計課税所得金額が200万円以下の方  
次の①と②のいずれか少ない額の5%（町民税3%、県民税2%）に相当する金額

- 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- 合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超2,500万円以下の方  
次の①の金額から②の金額を控除した額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（町民税3%、県民税2%）に相当する金額

- 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額			
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下			
障害者控除	普通	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別		老人	10万円	6万円	3万円
寡婦控除	1万円	特別配偶者控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
			50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親控除	父	1万円				
控除	母	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
			特定	18万円	同居老親等	13万円
控除	1万円					

## 《住宅借入金等特別税額控除》

平成26年4月から令和7年までに入居し、前年分の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①又は②のいずれか少ない額が町民税・県民税から控除されます。

- 所得税の住宅借入金等特別控除額のうち、所得税から控除しきれなかった額
- 下表の控除限度額（表中Aは、所得税の課税総所得金額等です。）

	(1)	(2)
入居した年月	平成26年4月～令和3年12月 (注1)	令和4年1月～令和7年12月 (注2)
控除限度額	A×7% (最高136,500円)	A×5% (最高97,500円)

(注1) 平成26年4月から令和3年の間に入居した方のうち、特定取得または特別特定取得に該当する方に限られます。

(注2) 令和4年中に入居した人のうち、特別特例取得に該当する場合は、(2)の場合の控除限度額と同じになります。

なお、控除の適用には、給与の年末調整による控除の適用、または確定申告が必要となりますので、ご注意ください。

町 民 税	3/5	県 民 税	2/5
-------	-----	-------	-----

※令和7年1月1日現在に住所を有する市町村で課税します。（別計算となる場合もあります）

## 《寄附金税額控除》

（別計算となる場合もあります）

次のいずれかに該当する寄附金がある場合には、一定の額が町民税・県民税から控除されます。

- 都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと納税）
- 千葉県共同募金会、日本赤十字社千葉県支部に対する寄附金
- 千葉県又は町が条例により指定した団体に対する寄附金

### 【控除額の計算方法】

- 基本控除額 = ((①+②+③)×1-2,000円)×(町民税6%・県民税4%)  
※1 総所得金額の30%が限度となります。
- 特例控除額※2 = (①-2,000円)×(90%-所得税率×1.021)  
※2 町民税・県民税の所得割額（調整控除後）の20%を限度とします。

- 申告の内容によっては、特例控除額の計算が異なる場合があります。
- ふるさと納税ワンストップ特例の申請をされた場合でも、5団体を越える地方団体へふるさと納税した場合は、寄附金受領証明書を添付して確定申告をする必要があります。
- ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、所得税及び復興特別所得税における控除額に代えて、申告特例控除額が加算されます。
- ふるさと納税ワンストップ特例申請後に確定申告をされた場合、ワンストップ特例は無効となりますので、必ず寄附金控除を含めて確定申告してください。
- 令和元年6月1日以降、ふるさと納税に係る総務大臣の指定を受けていない地方団体に対するふるさと納税は、特例控除額の対象外となります。

## ◎上場株式等に係る配当所得の課税方式について

上場株式等の配当等に係る所得は、申告の際に「総合課税」、「申告分離課税」、「申告不要制度」のいずれかを選択することができます。

### 【申告分離課税を選択した場合】

- 配当控除の適用なし
- 上場株式等の譲渡損失との損益通算ができる

### 【総合課税を選択した場合】

- 配当控除の適用あり
- 上場株式等の譲渡損失との損益通算ができない

※令和6年度課税から、上場株式等の配当所得等などの課税方式が統一されました。所得税で申告不要を選択した場合は、個人住民税でも申告不要となり、所得税で総合課税及び分離課税で申告を行った場合は、個人住民税においても総合課税及び分離課税で申告したこととなります。これにより、所得税と町民税・県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。

※申告した場合は、扶養控除等の判定に使用する合計所得金額に配当所得の額が含まれます。

## 《配当控除》

（別計算となる場合もあります）

課税所得	町 民 税	県 民 税
1,000万円以下	1.6%	1.2%
1,000万円超え	0.8%	0.6%

## 《配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額》

区 分	町 民 税	県 民 税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

## ◎税率

（別計算となる場合もあります）

区 分	町 民 税	県 民 税
所 得 割	6%	4%
均 等 割	3,000円	1,000円

※上記町民税・県民税の均等割と併せて森林環境税（国税）が一年額1,000円課税されます。

## ◎土地建物等の譲渡所得の税率

（別計算となる場合もあります）

区 分	町 民 税	県 民 税
長期譲渡所得	3%	2%
短期譲渡所得	5.4%	3.6%

1 収入金額等 ～ 2 所得金額

所得の種類		所得金額の計算方法
営業等	卸売業・小売業・飲食店業・製造業・建設業・運輸業・サービス業・医師・保険外交員・漁業など農業以外の事業から生ずる所得	総収入金額－必要経費－専従者控除額＝所得金額 (農業所得のある方は別紙収支内訳書に、その他の所得がある方は、申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」に記入してください)
農業	田・畑・花・果樹・家畜の肥育・酪農品の生産などの事業から生ずる所得	
不動産	地代・家賃・土地や家屋の権利金などから生ずる所得	
利子	公社債および預貯金の利子(源泉分離課税の対象とならないもの)	収入金額＝所得金額
配当	株式	収入金額－元本取得のために要した負債の利子＝所得金額
	その他	控除 1. 税額控除が適用されます(総合課税)。 2. 源泉徴収された地方税は、配当割額の控除が適用されます。
給与	給与	給与等の収入金額 ～ 550,999円 0円 551,000円～ 1,618,999円 収入金額－550,000円
	専従者給与	生計を一にする事業者からの給与 事業専従者 生計を一にする15歳以上の親族で、その事業に1年を通じ6か月を超える期間専ら従事した方。 専従者控除額 1、2いずれか低い金額 1. 配偶者(86万円) その他親族(50万円) 2. 事業所得+不動産所得+山林所得 事業専従者の人数+1 (白色事業専従者の場合) ※所得金額調整控除を受ける方は、申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」に記入してください。
雑	年金	厚生年金・国民年金・各種共済年金・恩給など 昭和35年1月1日以前に生まれた人(65歳以上) 公的年金等の収入金額 公的年金等雑所得以外のに係る合計所得金額 1,000万円以下 1,000万円超2,000万円以下 2,000万円超 ～3,299,999円 収入金額－1,100,000円 収入金額－1,000,000円 収入金額－900,000円 3,300,000円～4,099,999円 収入金額×0.75－275,000円 収入金額×0.75－175,000円 収入金額×0.75－75,000円 4,100,000円～7,699,999円 収入金額×0.85－685,000円 収入金額×0.85－585,000円 収入金額×0.85－485,000円 7,700,000円～9,999,999円 収入金額×0.95－1,455,000円 収入金額×0.95－1,355,000円 収入金額×0.95－1,255,000円 10,000,000円～ 収入金額－1,955,000円 収入金額－1,855,000円 収入金額－1,755,000円 昭和35年1月2日以後に生まれた人(65歳未満) 公的年金等の収入金額 公的年金等雑所得以外のに係る合計所得金額 1,000万円以下 1,000万円超2,000万円以下 2,000万円超 ～1,299,999円 収入金額－600,000円 収入金額－500,000円 収入金額－400,000円 1,300,000円～4,099,999円 収入金額×0.75－275,000円 収入金額×0.75－175,000円 収入金額×0.75－75,000円 4,100,000円～7,699,999円 収入金額×0.85－685,000円 収入金額×0.85－585,000円 収入金額×0.85－485,000円 7,700,000円～9,999,999円 収入金額×0.95－1,455,000円 収入金額×0.95－1,355,000円 収入金額×0.95－1,255,000円 10,000,000円～ 収入金額－1,955,000円 収入金額－1,855,000円 収入金額－1,755,000円 ※遺族年金や障害年金は非課税所得になりますので、申告書裏面の「収入がなかった方等の記入欄」に記入してください。 ※給与と所得及び公的年金等の雑所得の合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除の適用があります。
	業務その他	原稿料・講演料・食料品の配達など 生命保険の年金など 総収入金額－必要経費＝所得金額 ※申告書裏面の「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に記入してください。
総合譲渡一時	車両・船舶・機械・ゴルフ会員権などの譲渡 賞金・懸賞当選金・生命保険の一時金など 総収入金額－取得費及び譲渡費用－特別控除額※＝所得金額 総収入金額－収入を得るために支出した費用－特別控除額※＝所得金額	

※総合譲渡所得と一時所得の特別控除額は、それぞれ50万円となります。ただし、50万円未満の場合はその金額となります。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 ～ 4 所得から差し引かれる金額(所得控除額)

令和6年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他親族について下記に該当する支払い等があれば受けられます。

⑬～⑯、㉔、㉕の控除は、領収書、証明書等がない場合は受けられません。

(注)ただし、給与と所得者で年末調整の際に控除された⑬～⑯については、証明書の添付又は提示の必要はありません。

⑬社会保険料控除	令和6年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、農業者年金保険料、介護保険料または給与から差し引かれた社会保険料の全額(年金から差し引かれている場合は、対象は申告者本人の分に限りま)す。国民年金保険料控除証明書等がない場合は控除できません。(注)																			
⑭小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度の掛金として支払った金額の全額 小規模企業共済等掛金控除額の証明書等がない場合は控除できません。(注)																			
⑮生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">新契約 ・介護医療保険料 ・平成24年1月1日以後に契約した一般生命保険料及び個人年金保険料</td> <td>12,000円以下のとき</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下のとき</td> <td>支払金額の1/2+ 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下のとき</td> <td>支払金額の1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧契約 ・平成23年12月31日以前に契約した一般生命保険料及び個人年金保険料</td> <td>15,000円以下のとき</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下のとき</td> <td>支払金額の1/2+ 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下のとき</td> <td>支払金額の1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,000円超のとき</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>		支払金額	控除額	新契約 ・介護医療保険料 ・平成24年1月1日以後に契約した一般生命保険料及び個人年金保険料	12,000円以下のとき	全額	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+ 6,000円	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円	旧契約 ・平成23年12月31日以前に契約した一般生命保険料及び個人年金保険料	15,000円以下のとき	全額	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+ 7,500円	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円		70,000円超のとき
	支払金額	控除額																		
新契約 ・介護医療保険料 ・平成24年1月1日以後に契約した一般生命保険料及び個人年金保険料	12,000円以下のとき	全額																		
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+ 6,000円																		
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円																		
旧契約 ・平成23年12月31日以前に契約した一般生命保険料及び個人年金保険料	15,000円以下のとき	全額																		
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+ 7,500円																		
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円																		
	70,000円超のとき	35,000円																		
	一般生命保険料又は個人年金保険料について新契約と旧契約の両方を支払っている場合は、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額が控除できます。(限度額28,000円) 生命保険料控除証明書等がない場合は控除できません。(注)																			

⑯地震保険料控除	地震保険料及び日長期損害保険料について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額(限度額25,000円)																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震保険料</th> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">旧長期損害保険料 ・平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間等が10年以上で満期返戻金有)の保険料</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払金額の1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新長期損害保険料</td> <td>5,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下</td> <td>支払金額の1/2+ 2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	地震保険料	支払金額	控除額	旧長期損害保険料 ・平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間等が10年以上で満期返戻金有)の保険料	50,000円以下	支払金額の1/2	50,000円超	25,000円	新長期損害保険料	5,000円以下	全額	5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2+ 2,500円		15,000円超	10,000円																											
地震保険料	支払金額	控除額																																										
旧長期損害保険料 ・平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間等が10年以上で満期返戻金有)の保険料	50,000円以下	支払金額の1/2																																										
	50,000円超	25,000円																																										
新長期損害保険料	5,000円以下	全額																																										
	5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2+ 2,500円																																										
	15,000円超	10,000円																																										
⑰寡婦控除 ⑱ひとり親控除	配偶者と離別または死別した後再婚していない方で次の条件に該当する場合に受けられます。 寡婦控除：あなたの前年中の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと(離別の場合、生計を一にする子以外の扶養親族がいること)。 ひとり親控除：あなたの前年中の合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子がいる場合で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。 ※生計を一にする扶養親族及び子の所得は、総所得金額等が48万円以下であること。	寡婦 26万円 ひとり親 30万円																																										
⑲勤労学生控除	あなたが前年の12月31日現在学校に通学しており、自己の勤労による給与と所得等があり、かつ合計所得金額が75万円以下で給与と所得等以外の所得が10万円以下である場合に受けられます。	26万円																																										
⑳障害者控除(要個人番号)	あなたやあなたの同一生計配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合に受けられます。 ※身体障害者手帳・療育手帳などの等級等や介護保険に係る認定書の程度を記入してください。 ※障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。 ※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の方をいいます。	普通 26万円 特別 30万円 同居特別 53万円																																										
㉑配偶者控除(要個人番号)	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の方が、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合に受けられます。なお、老人配偶者とは、年齢が70歳以上(昭和30年1月1日以前生)の方です。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>一般</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>380,000円</td> <td>260,000円</td> </tr> </tbody> </table>			あなたの合計所得金額				900万円以下	900万円超950万円以下	配偶者控除	一般	330,000円	220,000円	老人	380,000円	260,000円																											
		あなたの合計所得金額																																										
		900万円以下	900万円超950万円以下																																									
配偶者控除	一般	330,000円	220,000円																																									
	老人	380,000円	260,000円																																									
㉒配偶者特別控除(要個人番号)	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の方が前年中の合計所得金額が48万円超から133万円以下の場合に受けられます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">配偶者特別控除</td> <td>480,001円～1,000,000円</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円～1,050,000円</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円～1,100,000円</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～1,150,000円</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円～1,200,000円</td> <td>160,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円～1,250,000円</td> <td>110,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>1,250,001円～1,300,000円</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,001円～1,330,000円</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1,330,001円～</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			あなたの合計所得金額		配偶者の合計所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	配偶者特別控除	480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	1,330,001円～	なし	なし						
		あなたの合計所得金額																																										
配偶者の合計所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下																																									
配偶者特別控除	480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円																																									
	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円																																									
	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円																																									
	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円																																									
	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円																																									
	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円																																									
	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円																																									
	1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円																																									
	1,330,001円～	なし	なし																																									
㉓扶養控除(要個人番号)	あなたと生計を一にする扶養親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合に受けられます。 特定扶養：年齢が19歳以上23歳未満(平成14年1月2日～平成18年1月1日生まで) 老人扶養：年齢が70歳以上(昭和30年1月1日以前生) 同居老親等：上記の老人扶養のうち、あなたまたは配偶者の直系尊属(両親・祖父母など)で、あなたまたは配偶者のいずれかと同居している場合 一般扶養：上記以外の扶養親族で16歳以上(平成21年1月1日以前生) ※非課税判定等に必要となりますので、16歳未満の扶養親族(平成21年1月2日以後生)欄も記入してください。	特定扶養 45万円 老人扶養 38万円 同居老親等 45万円 一般扶養 33万円																																										
㉔基礎控除	あなたの前年中の合計所得金額が2,500万円以下の場合に受けられます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th> <th>基礎控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>430,000円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>290,000円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	あなたの合計所得金額	基礎控除	2,400万円以下	430,000円	2,400万円超2,450万円以下	290,000円	2,450万円超2,500万円以下	150,000円	2,500万円超	なし																																
あなたの合計所得金額	基礎控除																																											
2,400万円以下	430,000円																																											
2,400万円超2,450万円以下	290,000円																																											
2,450万円超2,500万円以下	150,000円																																											
2,500万円超	なし																																											
㉕雑損控除	災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害(補てん金を除く)を受けたとき。ただし、盗難または横領による損失には、詐欺または脅迫による損失は含まれません。																																											
㉖医療費控除	令和6年中にあなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費、特定一般用医薬品等購入費が一定の額を超えた場合に受けられ、次の算式で計算します。 【医療費の総額－(補てん金額)】－【(10万円)か(総所得金額等×5%)のいずれか少ない方の金額】(限度額200万円) ※医療費控除の明細書又は医療保険者の発行する医療費通知の添付が必要となります(領収書の添付では医療費控除は受けられません)。セルフメディケーション税制による特例を選択する場合は、申告書の医療費控除欄にある区分の□に「1」と記入し、次の算式で計算します。 【特定一般用医薬品等購入費－(補てん金額)】－1万2千円(限度額8万8千円) ※「医療費控除」「セルフメディケーション税制」は、どちらかの適用しか受けられません。																																											

※「生計を一にする」とは、勤務・修学・療養等の都合上、別居していても、余暇には生活を共にするなど、常に生活費・学資金、療養費等の送金が行われている場合を含みます。

※「障害者控除」「配偶者(特別)控除」「扶養控除」「事業専従者」の適用を受ける場合は、申告者が該当者の個人番号(マイナンバー)をご確認のうえ記入してください。